

家庭ごみ有料化を実施する場合の手数料の減免措置等について

1 前回部会における各委員からの意見

(1) 紙おむつについて

- ・ 個々の努力による減量が難しい、新生児・乳幼児、高齢者、障がい者等が利用する紙おむつは、減免の対象とすべきだと思う。
- ・ 市の介護用おむつの支給サービス等を受けている人（市で把握している人）は減免の対象が良いと思うが、それ以外の人や臨時的に紙おむつが必要になった人は減免の対象とするかどうかなど基準を決めておく必要がある。

(2) 生活保護受給世帯について

- ・ 経済的事情でゴミが増えると言うことはないと思われるため、ごみ減量部門での減免措置はなじまないと思う。
- ・ 福祉施策として減免を行っている都市の情報について知りたい。

(3) 清掃ボランティアについて

- ・ 自治会や個人でゴミ袋を購入して地域のごみ拾い等を行っている人達がいるため、減免の対象とした方が活動を継続できるのではないか。
- ・ 個人で清掃活動をしている人は、自治会へ申請してもらい自治会から無料の袋を渡すなど自治会の活動の中でフォローできるのではないか。
- ・ どのような団体が清掃活動を行っているのかを示してもらった上で議論をしたい。

(4) 草・木・枝類（剪定枝等）について

- ・ 浜松市は緑豊かな地域であり、草・木・枝類は減らしようが無いものであると考えられるため、無料とするのが良いのではないか。
- ・ 街の緑化は行政施策の中の大きなテーマであるため、排出抑制が働かないから減免と言うことではなく、有料化の対象としないのが良いのではないか。

	方針
新生児・乳幼児の紙おむつ	減免の対象とするのが良いのではないか（※）
在宅かつ常時紙おむつやストーマ等の日常生活用具を利用する高齢者・要介護者・障がい者	減免の対象とするのが良いのではないか（※）
生活保護受給世帯	ごみ減量部門での減免は対象外とするのが良いのではないか（※）
清掃ボランティア	減免の対象とするのが良いのではないか（※）
草・木・枝類	有料化の対象外とするのが良いのではないか（前回部会で意見集約済）

※前回の議論で出た意見から方針をまとめたもの。部会としては未集約。

1 新生児・乳幼児

◆政令市

都市名	新生児・乳幼児		
	対象	申請書	交付枚数
札幌市	2歳未満の乳幼児がいる世帯	不要	2歳になるまでの分として10ℓ用/20ℓ用指定ごみ袋 いずれか一方を一括して交付 <ul style="list-style-type: none"> ・生後0歳～3か月未満: 200枚/100枚 ・生後3歳～6か月未満: 180枚/90枚 ・生後6歳～9か月未満: 160枚/80枚 ・生後9歳～1歳未満: 140枚/70枚 ・生後1歳0か月～1歳3か月未満: 100枚/50枚 ・生後1歳3か月～1歳6か月未満: 80枚/40枚 ・生後1歳6か月～1歳9か月未満: 60枚/30枚 ・生後1歳9か月～2歳未満: 40枚/20枚
仙台市	満1歳未満の乳児がいる世帯	必要	家庭ごみ指定袋(中サイズ)50枚 ※1回限りの交付
千葉市	満3歳未満の乳幼児がいる世帯	不要	可燃ごみ用20ℓ(中)を一括して交付 <ul style="list-style-type: none"> ・新生児(0歳～0歳2か月): 220枚 ・0歳3か月～0歳5か月: 200枚 ・0歳6か月～0歳8か月: 180枚 ・0歳9か月～0歳11か月: 160枚 ・1歳0か月～1歳2か月: 140枚 ・1歳3か月～1歳5か月: 120枚 ・1歳6か月～1歳8か月: 100枚 ・1歳9か月～1歳11か月: 80枚 ・2歳0か月～2歳2か月: 60枚 ・2歳3か月～2歳5か月: 40枚 ・2歳6か月～2歳8か月: 20枚 ・2歳9か月～2歳11か月: 10枚
新潟市	0歳～3歳未満の乳幼児がいる世帯	不要	燃やすごみ20ℓの袋1人あたり210枚 ※転入時の年齢が1歳の場合は120枚、 2歳の場合は40枚
京都市	満1歳までの乳児がいる世帯	必要	30ℓの袋40枚 又は 20ℓの袋60枚 ※1回限りの交付
岡山市	満2歳までの乳幼児がいる世帯	必要	20ℓごみ袋150枚/年
北九州市	新生児がいる世帯	不要	家庭ごみ指定袋(中袋)30枚 ※1回限りの交付
福岡市	1歳未満の乳児がいる世帯	必要	燃えるごみ袋(30ℓ)30袋 ※1回限りの交付
熊本市	3歳未満の乳幼児がいる世帯	不要	月齢に応じて10～300枚を一括で交付 (燃やすごみ用指定袋15ℓ)

◆静岡県内 ※18市町中、実施している市町のみ

市町名	新生児・乳幼児		
	対象	申請書	交付枚数
伊豆市	2歳未満の乳幼児がいる世帯	必要	20ℓ又は30ℓごみ袋10枚/月 満2歳までの分を一括支給

※御殿場市、小山町では、おむつ使用世帯について、指定袋ではない透明(乳白色)のごみ袋に入れて出すことができるようにしている

2 在宅かつ常時紙おむつやストーマ等の日常生活用具を利用する高齢者・要介護者・障がい者

◆政令市

都市名	在宅かつ常時紙おむつやストーマ等の日常生活用具を利用する高齢者・要介護者・障がい者		
	対象	申請書	交付枚数
札幌市	札幌市在宅高齢者等・重度障害者(児)紙おむつサービス事業の受給者	不要	20ℓ用指定袋10枚/月 (年間最大120枚)
仙台市	仙台市介護保険で要介護4または5の認定を受けている方で市民税非課税世帯の方	必要	家庭ごみ指定袋(中サイズ)50枚/年
	仙台市在宅重度障害者日常生活用具給付事業においてストマ用装具又は紙おむつ等の支給を受けている者 生活保護を利用かつ要介護4または5の認定を受けている紙おむつ等使用者		
千葉市	千葉市在宅高齢者等おむつ給付等事業によるおむつの給付対象者	不要	可燃ごみ用20ℓ(中)配付 毎年4月1日を基準日として算出した枚数を1年ごとに配付 ・4月1日～6月30日 100枚 ・7月1日～9月30日 75枚 ・10月1日～12月31日 50枚 ・1月1日～3月31日 25枚
	千葉市在宅重度心身障害者おむつ給付事業によるおむつの給付対象者		
	千葉市障がい者日常生活用具費支給等事業による排泄管理支援用具費のうちストマ用装具または紙おむつ等の支給対象者		
	在宅での腹膜透析を行う者	必要	
新潟市	介護等でおむつを使用している者	(紙おむつ券非受給者世帯については)必要	燃やすごみ20ℓ袋80枚/年
	在宅での腹膜透析を行う者	必要	燃やすごみ20ℓごみ袋180枚/年
京都市	介護保険の要介護4又は5の認定を受けた64歳以上の市民税非課税世帯に属する在宅高齢者	必要	燃やすごみ30ℓごみ袋60枚/年 又は 20ℓごみ袋90枚/年
	重度心身障害児者日常生活用具給付等事業の紙おむつ利用者		
	在宅腹膜透析患者		燃やすごみ30ℓごみ袋30枚/年 又は 20ℓごみ袋45枚/年
岡山市	①介護保険法で規定する要介護4または5で在宅者 ②介護保険法で規定する要介護3で紙おむつを使用している在宅者	必要	20ℓ 又は 10ℓごみ袋150枚/年
	①身体障害者手帳1級または2級の所持者で在宅者 ②療育手帳Aの所持者で在宅者 ③精神障害者手帳保健福祉手帳1級の所持者で在宅者		20ℓ 又は 10ℓごみ袋100枚/年
	岡山市障害者日常生活用具給付事業に基づき紙おむつの支給を受けている人		20ℓ 又は 10ℓごみ袋150枚/年
北九州市	おむつ給付サービスを受けている人	不要	家庭ごみ指定袋(中袋)50枚/年
福岡市	「福岡市おむつサービス」の利用者	必要	燃えるごみ袋(30ℓ)を50袋/年
	「日常生活用具給付事業」により紙おむつの支給を受けている人		

熊本市	高齢者介護用品支給事業及び重度障害者日常生活用具給付事業の紙おむつ受給者	不要	燃やすごみ用指定袋30ℓ 100枚/年
	要介護3～5の者のうち、常時紙おむつを使用する在宅の者で、届出を行った者	必要	燃やすごみ用指定袋30ℓ 100枚/年
	重度障害者日常生活用具支給事業のストーマ用装具受給者	不要	燃やすごみ用指定袋15ℓ 100枚/年
	在宅でストーマ装具を使用している者	必要	
	在宅の腹膜透析実施者		燃やすごみ用指定袋30ℓ 100枚/年
身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している者のうち、常時紙おむつを使用する在宅の者			

◆静岡県内 ※18市町中、実施している市町のみ

市町名	在宅かつ常時紙おむつやストーマ等の日常生活用具を利用する高齢者・要介護者・障がい者		
	対象	申請書	交付枚数
伊豆市	要介護2以上の認定を受け、紙おむつを使用している者 (ただし在宅者のみ) 特別障害者手当受給者や日常生活用具給付事業により、ストーマ用装具や紙おむつの助成を受けている身体障害者(児)	必要	30ℓごみ袋10枚/月 各年度ごとに申請月から年度末までの分を支給

※御殿場市、小山町では、おむつ使用世帯について、指定袋ではない透明(乳白色)のごみ袋に入れて出すことができるようにしている

3 在宅の生活保護受給世帯

◆政令市

都市名	在宅の生活保護受給世帯		
	対象	申請書	交付枚数
札幌市	生活保護世帯	不要	世帯人数に応じた20ℓの指定ごみ袋を組単位で交付 ※平成21年度で終了
仙台市			
千葉市			
新潟市	生活保護法による生活扶助を受けている世帯	必要	世帯人数に応じて配付 1人 可燃:10ℓ 150枚/年 不燃:10ℓ 12枚/年 2人 可燃:20ℓ 150枚/年 不燃:20ℓ 12枚/年 3人以上 可燃:30ℓ 150枚/年 不燃:30ℓ 12枚/年
京都市			
岡山市	生活保護世帯 (生活保護法に基づいて生活扶助を受けている世帯) 低所得世帯 (市が定めた基準(生活保護基準相当額×1.05)より低所得の世帯)	必要	単身世帯:20ℓ 又は 10ℓごみ袋70枚/年 2人以上世帯:20ℓ 又は 10ℓごみ袋150枚/年
北九州市			
福岡市			
熊本市	在宅の生活保護世帯	不要	70枚/年(燃やすごみ用指定袋) 1人世帯:15ℓ 2人世帯:30ℓ 3人以上世帯:45ℓ

◆静岡県内 ※18市町中、実施している市町のみ

市町名	在宅の生活保護受給世帯		
	対象	申請書	交付枚数
伊東市	生活保護を受けている世帯	必要	1人世帯:10枚入り×6袋(30ℓ)/半年 2人以上の世帯:10枚入り×6袋(45ℓ)/半年
御殿場市	生活保護を受けている世帯	必要	1人世帯:50枚/年 2人世帯:80枚/年 3人以上の世帯:100枚/年 袋はすべて30Lのものを支給 ※所管は福祉部署
伊豆市	生活保護世帯のうち、生活扶助を受けている世帯	必要	30ℓごみ袋5枚/月 各年度ごとに申請月から年度末までの分を支給

4 清掃ボランティア

◆政令市

都市名	清掃ボランティア		
	対象	申請書	交付枚数
札幌市	ボランティア清掃を行う個人又は町内会等の団体	必要	1回の申込みにより10ℓ・40ℓごみ袋 個人:20枚まで 団体:200枚まで
仙台市	公共の場所のボランティア清掃をする個人・団体	必要	ごみ袋(大)、ごみ袋(小) ※基本的に申請された交付希望枚数のとおり交付
千葉市	ボランティア清掃を行う団体	必要	可燃ごみ袋:45ℓ又は30ℓ、不燃ごみ袋 ※基本的に申請された交付希望枚数のとおり交付
新潟市	ボランティア清掃を行う自治会・町内会	必要	可燃・不燃ごみ袋:各45ℓ又は20ℓ 申請組数分の袋を交付する。(1組10枚入) ※基本的に必要な枚数を申請のとおり交付
京都市	ボランティア清掃を行う市民・団体	必要	燃やす用ごみ袋30ℓ・10ℓ、落ち葉用45ℓ、 資源用ごみ袋30ℓ ※申請された交付希望枚数のとおり交付
岡山市	①個人または団体が公園、道路など公共の場所をボランティアで清掃し、ごみステーションに排出する場合 ②町内会等がごみステーションにおける不適正排出のごみを出し直す場合 ③町内会等が地域行事の清掃をする場合	必要	90ℓ、70ℓ、45ℓ、20ℓごみ袋(1組10枚入) ※申請された交付希望枚数のとおり交付
北九州市	ボランティア清掃を行う市民・団体	必要	まち美化ボランティア袋、資源化用ボランティア袋を申請の内容に基づき必要な枚数を交付
福岡市	ボランティア清掃を行う個人・小グループの方	必要	申請書に記入された一回平均使用枚数を基に、交付枚数を決定する。(可燃・不燃)
	町内会等のボランティア清掃を行う地域団体	必要	袋の交付はなし (透明な袋で排出可能)
熊本市	自治会又は自治会の承認を受けた団体	必要	シール交付枚数は、1回の申請につき自治会が交付申請する場合:200枚まで 自治会以外が交付申請する場合:50枚まで

◆静岡県内 ※18市町中、実施している市町のみ

市町名	清掃ボランティア		
	対象	申請書	交付枚数
熱海市	ボランティア清掃を行う個人・団体	必要	指定のごみ袋を申請者の希望枚数のとおり交付
伊豆市	ボランティア清掃を行う団体	必要	指定のごみ袋を申請者の希望枚数のとおり交付
松崎町	ボランティア清掃を行う団体	不要	指定ごみ袋ではない白い袋を申請者の希望枚数のとおり交付
西伊豆町	ボランティア清掃を行う団体	必要	ボランティア袋を申請者の希望枚数のとおり交付

減免措置に係る追加調査結果について

1 福祉部門が減免措置を行っている事例

政令指定都市及び県内市町のうち、福祉部門において、在宅の生活保護受給世帯に減免措置を行っている都市は以下のとおり。

区分	有料化実施都市	うち在宅の生活保護受給世帯への減免措置実施都市	うち福祉部門で減免を実施している都市
政令指定都市	9	3	0
県内市町	18	3	1

2 ボランティア清掃活動により収集した廃棄物への減免対応について

本市における、ボランティア清掃活動により収集した廃棄物の減免対応実績及び主な申請団体は以下のとおり。

年度	件数	主な減免申請団体
令和元年度	1,292 件	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 自治会（94%） ▪ NPO法人等（4%） ▪ 事業者（2%）
令和2年度	1,077 件	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 自治会（90%） ▪ NPO法人等（9%） ▪ 事業者（1%）

家庭ごみ有料化を実施する場合の手数料設定及び用途について

1 前回の各委員からの意見

- ・手数料設定について、全国的に見て1円が多いため、平均的な1ℓあたり1円という値段設定で良いのではないか。
- ・有料化による減量効果を考慮した場合の市民の想定負担額イメージを作成してほしい。
- ・市民に納得してもらうための手数料設定の根拠が必要であると思うが、先行して有料化を導入している政令市の平均が約1円だから、といった理由では弱いのではないか。
- ・減量効果は仙台市、福岡市、千葉市のように、指定ごみ袋を導入してから家庭ごみ有料化を実施しているところと同じようになると思われる。
- ・手数料は市民目線で行くと安い方が良くと思うが、減量効果が期待できる金額設定を考えるのと相反するものとなる。市民に納得してもらう説明が必要だと思う。

2 手数料設定の考え方

(1) 有料化実施都市の手数料単価設定について

有料化実施政令市及び有料化実施近隣都市の手数料設定の根拠で多いものは以下の3点であり、単価設定の際には、複数の根拠を総合的に考慮して決定している。

【主な手数料単価設定根拠】

- ①ごみ減量・資源化への動機付けがはたらくこと
- ②市民にとって過度な負担とならないこと
- ③近隣市における料金水準との均衡を図ること

また、市民へのわかりやすさという点で、ごみ袋の購入金額から自身の排出したごみ量や削減できたごみ量のイメージがつきやすいという理由で1ℓ=1円を採用している自治体もある。

(2) 単価別のごみ減量効果について

有料化実施政令市のうち、指定袋制度導入後に家庭ごみ有料化を実施した都市（仙台市・福岡市・千葉市）における、一人1日あたりのごみ排出量の減量効果は、有料化導入の2年度前と導入の翌年度を比較した場合は平均12.2%、有料化導入の2年度前と直近年度を比較した場合は平均20.6%となっている。

【参考】2000年度以降に有料化を実施した人口10万人以上の都市（66都市）における手数料単価別減量効果は以下のとおり。

手数料単価	手数料単価の中央値（円/ℓ）	サンプル数	もえるごみ変動率	もえないごみ変動率
1円/ℓ以下	0.8	28	▲9.3%	▲36.0%
1.1円/ℓ以上2円/ℓ以下	2.0	20	▲17.5%	▲41.5%

※有料化の施策効果は、有料化実施前年度と実施翌年度の品目別ごみの総排出量等を比較し算出。

※手数料単価の中央値…サンプルの手数料単価を単価順に並べたときに、中央に来る単価。

【参考】

(1) 本市における連絡ごみの手数料について

本市においては、ごみの減量や費用対効果、受益者負担の観点から、連絡ごみの有料化を実施している。連絡ごみの手数料は、過去の連絡ごみ処理経費を勘案して設定しており、経費のうち1/2については連絡ごみを排出する市民に負担していただく形となっている。

(2) 本市における家庭系ごみの処理経費について

令和元年度の家庭系ごみの1ℓあたりの処理単価は、3.0円/ℓと推計される。

経費計算過程	
1 t あたりの処理原価	24,291 円 / t (=処理経費合計 / 処理量合計)
1kg あたりの処理原価	24.3 円 / kg (=24,291 円 / t ÷ 1,000)
1 袋 (45ℓ) あたりの処理原価	136.6 円 / 袋 (45ℓ) (45ℓを 5.625kg と換算(※)、42.3 円 / kg × 5.625) ※環境省「一般廃棄物有料化の手引き」中の換算値 (40ℓ=5kg) を使用
1ℓあたりの処理単価	3.0 円 / ℓ (=136.6 円 / 袋 (45ℓ) ÷ 45)

3 手数料収入の使途について

有料化実施政令指定都市における、有料化制度に係る経費（袋の製造など）以外の手数料収入の使途（主な事業）は以下のとおり。主にごみ集積所の管理助成やごみ減量・資源化の促進、不法投棄対策の事業に使用している。

都市名	手数料収入の使途（主な事業）
札幌市	ごみ集積所管理助成事業
仙台市	ごみ減量・資源化の促進事業、ごみ出し支援補助事業
千葉市	手数料減免事業、ごみ出し支援補助事業、ごみ集積所管理助成事業 不法投棄対策事業、ごみ収集拡充事業、ごみ減量・資源化の促進事業
新潟市	ごみ集積所管理助成事業、地域清掃活動補助事業
京都市	ごみ減量・資源化の促進事業、ごみ集積所管理助成事業 不法投棄対策事業
岡山市	不法投棄対策事業、ごみ減量・資源化の促進事業 地球温暖化対策事業
北九州市	ごみ集積所管理助成事業
福岡市	ごみ減量・資源化の促進事業
熊本市	ごみ減量・資源化の促進事業、ごみ集積所管理助成事業

有料化実施政令指定都市の手数料及び一人1日あたりのごみ排出量における減量効果について

都市名 (有料化実施年度)	1ℓ当たりの手数料	減量効果		手数料単価設定における根拠
		導入2年度前と 導入翌年度の比較	導入2年度前と 近年度の比較	
札幌市 (H21.7)	2円/ℓ	▲36.1% (H22年度)	▲38.0% (H29年度)	<ul style="list-style-type: none"> ごみの減量効果が期待できる単価設定とした 市民にとって過度な負担にならないよう配慮した 近隣市における料金水準と均衡を図った
新潟市 (H20.6)	1円/ℓ	▲26.5% (H21年度)	▲31.2% (H30年度)	<ul style="list-style-type: none"> ごみの減量効果が期待できる単価設定とした 政令市合併した際の既に有料化している都市及び近隣都市の手数料単価設定を考慮した 市民の受容性を考慮した
北九州市 (H10.7) (H18.7改定)	1.1円/ℓ	▲25.9% (H19年度)	▲35.6% (H30年度)	<ul style="list-style-type: none"> ごみの減量効果が期待できる単価設定とした (有料化の先行都市のごみ排出量を調査し、減量効果が20%程度期待できる単価設定とした) 市民にとって過度な負担にならないよう配慮した(議会意見)
岡山市 (H21.2)	1.1円/ℓ	▲23.2% (H21年度)	▲27.8% (H29年度)	<ul style="list-style-type: none"> ごみの減量効果が期待できる単価設定とした ※他の有料化先行都市のごみ減量効果や手数料単価を参考にした
京都市 (H18.10)	1円/ℓ	▲19.9% (H19年度)	▲35.3% (H30年度)	<ul style="list-style-type: none"> ごみの減量効果が期待できる単価設定とした 市民にとって過度な負担にならないよう配慮した 近隣市における料金水準と均衡を図った
熊本市 (H21.10)	0.8円/ℓ	▲25.3% (H22年度)	▲27.5% (H29年度)	<ul style="list-style-type: none"> ごみの減量効果が期待できる単価設定とした 市民にとって過度な負担にならないよう単価設定とした 近隣市における料金水準と均衡を図った
仙台市 (H20.10)	0.9円/ℓ	▲18.5% (H21年度)	▲22.8% (H30年度)	<ul style="list-style-type: none"> ごみの減量効果が期待できる単価設定とした 市民にとって過度な負担にならないよう配慮した(議会意見)
福岡市 (H17.10)	1円/ℓ	▲10.5% (H18年度)	▲24.7% (H30年度)	<ul style="list-style-type: none"> ごみの減量効果が期待できる単価設定とした 近隣市における料金水準と均衡を図った
千葉市 (H26.2)	0.8円/ℓ	▲7.3% (H27年度)	▲12.9% (H30年度)	<ul style="list-style-type: none"> ごみの減量効果が期待できる単価設定とした 市民にとって過度な負担にならないよう配慮した(議会意見)

令和元年8月及び令和3年2月 当市実施「家庭ごみ有料化に関する調査」結果より

※1 平成30年2月に家庭ごみ有料化を導入している金沢市については他都市と同じように有料化導入2年前と2年後のごみの排出量を比較することができないため、本資料からは除いている。

※2 各市の記載順は減量効果(導入2年度前と翌年度の比較)が高い順で記載。

※3 「有料化実施年度」は可燃ごみの有料化を実施した年度を示している。

※4 「減量効果」は「可燃ごみ」及び「不燃ごみ」の排出量の削減率をあらわしている。

※5 太枠で囲んだ仙台市・福岡市・千葉市は指定袋制度導入後に家庭ごみ有料化を実施している。

ごみ減量効果による市民負担額のイメージについて

世帯数	月額				年額			
	現在	㉠45ℓ	㉢20ℓ×2枚	㉢-㉠ 減量効果による 負担減少額	現在	㉠45ℓ	㉢20ℓ×2枚	㉢-㉠ 減量効果による 負担減少額
1人世帯	約50円	225円	200円	▲25円	約50円	2,700円	2,400円	▲300円
2人世帯	約80円	360円	320円	▲40円	約80円	4,320円	3,840円	▲480円
3人世帯	約90円	405円	360円	▲45円	約90円	4,860円	4,320円	▲540円
4人世帯	約90円	405円	360円	▲45円	約90円	4,860円	4,320円	▲540円

(参考) 指定袋1枚あたり単価	現在	㉠ 45ℓ	㉢ 20ℓ×2枚
	約10円	45円	40円

(前提)

- 以下の2点は「ごみ減量・資源化に関するアンケート」(H30年、浜松市実施)の結果によるもの
 - ①【使用枚数】1人世帯・・・5枚/月 2人世帯・・・8枚/月 3人世帯・・・9枚/月 4人世帯・・・9枚/月
※もえるごみだけに使うごみ袋の利用枚数
 - ②浜松市で最も使用枚数が多い袋のサイズは45ℓ
- 有料化実施政令市の一人1日あたりのもえるごみの減量効果の平均は約20%
本市においても同様の減量効果が得られた場合を試算すると、必要なごみ袋の大きさは45ℓ×0.8=36ℓと想定
- ㉠は有料化実施後も使用枚数の多い45ℓを使用した場合のイメージ
㉢は有料化による減量効果により45ℓのごみ袋で排出していた人が20%減量した場合(袋の大きさは45ℓ×0.8=36ℓ、よって20ℓ×2枚の組み合わせ)のイメージ
- ㉠及び㉢は手数料単価1ℓ=1円した場合の市民負担額(有料化実施政令市の平均単価 1ℓ=1.07円)
- もえるごみのみを考慮して試算(もえるごみはごみ全体の9割以上を占めている)

家庭ごみ有料化の実施の可否について

前回までの審議内容とその結果については以下のとおり。

1 ごみ処理行政を取り巻く課題とごみ減量の必要性の審議について

【審議内容】

近年の浜松市のごみの現状や、ごみ処理行政を取り巻く課題を説明し、環境負荷の軽減や将来世代の経済的負担軽減のため、ごみの減量に取り組む必要があることを事務局が説明。

2 家庭ごみ有料化の意義・目的（政令市）の審議について

【審議内容】

他都市の情報等を基に、家庭ごみ有料化を実施する場合の有料化の意義・目的について事務局が説明。

家庭ごみ有料化を導入している政令市では、「ごみ減量効果」や「公平性」、「市民の意識啓発」を家庭ごみ有料化の意義・目的としている。

また、意義・目的として挙げられている「ごみ減量効果」については、全ての政令指市においてごみの減量効果が現れている。

3 仮に家庭ごみ有料化を実施するとした場合の想定の審議について

家庭ごみ有料化の実施の可否を検討するため、仮に家庭ごみ有料化を導入した場合の制度内容について審議。

(1) 料金体系・徴収方法について

【審議内容】

- ・料金体系は「単純従量制」か「超過量従量制」のどちらがよいか
- ・徴収方法は「指定ごみ袋上乘せ方式」か「シール貼付方式」のどちらがよいか

【審議結果】

- ・家庭ごみ有料化を実施する場合は、料金体系は「単純従量制」がよいのではないかと。
- ・徴収方法については、市が新たに指定袋を製造し、ごみ処理費用の一部などを含めた価格で販売し、市民はその指定袋を購入する「指定ごみ袋上乘せ方式」がよいのではないかと。

(2) 対象品目について

【審議内容】

「もえるごみ」と「もえないごみ」を有料化対象品目とし、資源物は有料化の対象としない案について審議。

【審議結果】

- ・ごみの出し方は基本的に変えない方がよいのではないかと。
- ・家庭ごみ有料化を実施する場合は、市で焼却、最終処分を行う「もえるごみ」と「もえないごみ」を対象とすることで、ごみの減量と資源物の分別を促進させるのがよいのではないかと。

(3) 併せて実施すべき施策について

【審議内容】

他都市の実施内容（円滑な制度開始に向けた取組み、不当排出・不法投棄対策の拡充等）等を基に審議。

【継続審議中】

- ・手数料の使途として、手数料単価と併せて審議

(4) ごみ袋の種類について

【審議内容】

他都市の情報等を基に、以下の内容について審議。

- ・有料化する「もえるごみ」と「もえないごみ」は共通のごみ袋とするか
- ・ごみ袋の大きさは、現行の指定ごみ袋のサイズに加え、新たに5ℓの袋を追加するか
- ・有料化しない資源物の収集について、現行のままとするか

【審議結果】

- ・ごみ袋の大きさは現行のごみ袋の大きさ（10ℓ、20ℓ、30ℓ、45ℓ）が良いのではないか。
- ・有料化対象品目ごとにごみ袋の種類は分けなくて良いのではないか。
- ・ごみの出し方については市民の混乱を招かないよう現行のままでよいのではないか。

(5) 減免措置について

【審議内容】

他都市の実施状況（新生児・乳幼児、障がい者、高齢者等の紙おむつ利用者等）を基に、以下の内容について審議。

- ・家庭ごみ有料化を実施する場合の減免措置の方向性について
- ・家庭ごみ有料化を実施する場合の剪定枝の取扱いについて

【継続審議中】

(6) 手数料設定について

【審議内容】

他都市の情報等を基に、家庭ごみ有料化を実施する場合の手数料単価について審議。

【継続審議中】